平成２１年（フ）第５５４号
茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎807番地１
債務者　清水　真里
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５６６号
茨城県ひたちなか市外野２丁目16番３号コーポあざみＡ棟201号
債務者　進藤　真哉
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５６７号
水戸市備前町７番32―111号水戸第２パークハイツ
債務者　水野八壽男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２４４号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4936番地町営上郷第二住宅64号
債務者　武内　憲祐
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５０号
茨城県土浦市板谷３丁目713番地１市営西板谷住宅107号棟202号室
債務者　湯原　秀一
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５１号
茨城県つくば市蓮沼888番地２
債務者　鷹巣　直美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５２号
茨城県石岡市宇治会2077番地
債務者　土田　景子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第８０号
千葉県茂原市町保22番地30
債務者　酒井　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
千葉県茂原市千沢435番地23
債務者　石渡　秀男
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
千葉県木更津市高柳２丁目４番７号
債務者　平野　　宏
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第４３号
千葉県木更津市高柳２丁目４番７号
債務者　平野　雅子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１２７号
千葉県君津市人見1445番地
債務者　伊藤　清子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１３０号
千葉県木更津市中島2190番地
債務者　井上　重一
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４２号
千葉県木更津市清見台南３丁目８番５号
パークハイツＫＯＢＡ102
債務者　佐藤　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第５２号
山梨県南都留郡富士河口湖町大石123番地、住民票上の住所山梨県南都留郡富士河口湖町大石282番地
債務者　梶原　　知
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
山梨県南都留郡富士河口湖町大石123番地、住民票上の住所山梨県南都留郡富士河口湖町大石282番地
債務者　梶原　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
岐阜県高山市大新町３丁目99番地
債務者　小杉　史江
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係